

別記様式第1号（第12条関係）

受付番号	平成25年 第 2 号
受付日	平成25年 4月24日
送付日	平成25年 4月24日
答弁受理日	平成 年 月 日

文書質問書

四日市市議会基本条例第16条第1項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	加藤 清助
所管部局	総務部

【件名及び質問の要旨】

内容は、一般質問として行う内容に相当する程度とし、その趣旨が理解できるよう具体的に記載する。

文書質問

市長等の退職金及び職員の給与について

平成25年4月24日

市議会議員 加藤 清助

さる平成25年2月定例会議会において、四日市市職員退職金条例の一部を改正する議案が上程され、賛成多数によって原案可決されたところです。議案上程の理由は、「官民格差を解消是正するため」であった。開会前の2月6日、議案聴き取り会で、職員の退職金引下げに関する議案を上程しながら、提案者である市長自らの退職金についてはどうなのか、職員の退職金引下げを求めながら、ご自身の退職金には手を付けないのか？と質疑した際、総務部長は「現在 内容を調査中です。2役に調査結果を示して判断をもらう」との答弁であった。

可決された職員退職金条例の改正によって、今後、3年間で一人平均約400万円の引き下げが実施されることになり、その総額は約6億円となる。端的に言って、人事院勧告もない中、政府は先行実施した国家公務員の引き下げに準じて地方に対して措置を地方に要請したもので乱暴なやり方だと討論したところですが、職員の退職金はカットしながらご自身の退職金は手も付けないというのは、なかなか理解しがたい思いであります。

以上のような経過をふまえて、職員の退職金の引き下げを先行しながら、市長ご自身の退職金についての増額、減額の条例改正の予定はあるのか問いたいと思います。

また、平成25年1月10日及び1月17日に特別職報酬等審議会が開催され、1月31日付けで答申されました。

答申内容は、市長、議員等特別職の報酬額(月額)については「据え置き」でした。

報酬審議会においては市長等の退職金に関しては諮問・審議・答申が行われていません。

報酬審議会後、職員退職金条例の一部改正議案の可決を受けて、あらためて市長退職金について報酬審議会に諮問するお考えはありますか、または市長・副市長の退職金を定める「四日市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例」

の改正するお考えはありますか、お尋ねします。

次に、職員給与についてお尋ねします。

すでに国の平成25年度予算案においては、地方公務員の給与引き下げを前提とした地方交付税の削減が打ち出されています。

このことに関して、市長は平成25年2月6日の記者会見で次のように述べられています。

「地方自治体が地方公務員の給与の額を決めることは地方自治法及び地方公務員法で明確に定められている。また、この地方交付税は、いわゆる3割自治と昔から言われているが、本来、地方が行っている仕事部分の税収を、国が代わりに徴収して、全国的な調整を行うと言う意味合いがあるものである。

つまり、国が徴収して、それを地方に配分していると言う性格のものである。

本来は、地方の税収だと私は思っており、それを国が一律に、地方公務員の給与を削減しないと削減すると言う姿勢を示すことは、地方分権の逆行であり、それ以上に、地方分権の明確な侵害だと私は思っている」

この市長見解に全く同感です。

一方で、国は地方に対して7月頃までに全国自治体の対応を求める動きも出ています。

先の記者会見において、前述のように、市長の見解、スタンスは示されていますが、その時も

「現時点として、四日市市として、どう対応するか未定である。慎重に検討しなければならないと考えている」と

お答えになっていますが、その後、この件についての対応、検討はどうかお尋ねいたします。